

論說

(2)

○日本の姉妹に告ぐ (其二)

萬國婦人禁酒會書記

レビット

紳士常に云く女子若し高等の教育を受くる時は遂に女流に固有せる美質を失に至らんと然れども事の實際は全く反対せりかの大學校専門學校等に女子入學を許す所に於ては女にして非常の名譽を博し又例外の賞賛を蒙るもの甚からざるなり人また或は云く女子にしてもし久しう修學せば必ず其健康を損すべしと然れども之もまた實際に相違せり大學々生のうち身體の健全あるは反て女子に多きの比例を見得るならん此頃大學を卒業せんとする一女子妻に語りて云く女生徒が男子にまで染めてよく學び亦た男子より少病の少きもの妻等が母子力をとを儉約して男子の如く之を浪費せざるが故なり妻等日々新鮮の空氣中によく運動して後室に入り適宜の時間勉學し其後は寝室に退きてよく眠り朝早く起出るを常とせり如此く定めて虛日あきが故に學わがり肺も亦健があるを得るありと而して此等の女生徒いかの酒類を決して口に味はざるものなぞ然らば此人々は煙草を喫するにありや曰く決してなし其の一人が卷煙草を解釋して卷煙草は煙草を巻き丸めるめなる

ものあり其一端には火を點し他の一端には愚を荷へりと云へるによりて知るべし妾は此評の甚だ同あることを熱心に主張すると共に敢て問ふべし日本貴婦人の唇は果してよく烟草を以てけがさるゝとあきを得るやど

女子もし完全の教育を受け其心性を十分に開発せんその爲し得べき職業あまたあるに至らん上は博識の教師ともあり下は其外の万事とも取扱ひ得べきとなり例へば亞米利加及び英國に於ける數百の女醫は皆好結果を得て凡そ子供及び女流の病床に臨むべき醫師は特に女子をよろしうとするを證明せり思に女醫がその治療を成るべく斯る仲間の人々に限るは宜しき事であるべし、又亞米利加にて現今廿餘名の女子代言人として法庭に臨み法律上に要する諸種の事件を皆よく取扱へて但だ未だかつて判事となれるの女子なきものゝ女流が之を爲し得ざるに非ず法律の之を許さうが故のみ故にワイナミン、ワシントン二領地の如く女子を陪審員と爲すの所に於ては女流またよくの法學上の才力を實用し得るとあり現に其他の判事、官員、及び數多の良民は皆な此等の女陪審官がよく其務を行て特に成功せると云ふ又カリフホーリヤ州の一判事は裁判上に六ヶ敷事件ある時へ必ず其細君に議しての

ち之を断するに細君はよく法律を暗らんじ又義理の在る所を見ると甚だ鋭敏なる由妾に語られたり而して此判事は該州の判事中錄をたるものあり故に妾は亦た女子がよく判事とあり得べきと信じて疑ひざるもの也(未完)